十三　介護給付費等単位数表の第４の１の行動援護サービス費の注６の厚生労働大臣が定める基準

イ　特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(6)　（略）

(7)　当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8)・(9)　（略）

ロ～ニ　（略）

十四～十九　（略）

（削る）

二十・二十一　（略）

二十二　介護給付費等単位数表第８の１の重度障害者等包括支援サービス費の注１の(2)及び２の７の注の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三～二十八　（略）

二十九　介護給付費等単位数表第11の５の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

三十・三十一　（略）

三十二　介護給付費等単位数表第12の13の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準

イ　（略）

ロ　移行準備支援体制加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)　（略）

（削る）

(2)　一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の１のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十六号又は指定障害者支援施設基準第二条第十五号に掲げる常勤換算方法をいう。第三十五号において同じ。）で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

十三　介護給付費等単位数表の第４の１の行動援護サービス費の注６の厚生労働大臣が定める基準

イ　特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(6)　（略）

(7)　当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8)・(9)　（略）

ロ～ニ　（略）

十四～十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第７の９の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ　当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ　算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十一・二十二　（略）

二十三　介護給付費等単位数表第８の１の重度障害者等包括支援サービス費の注１の(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四～二十九　（略）

（新設）

三十・三十一　（略）

三十二　介護給付費等単位数表第12の13の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準

イ　（略）

ロ　移行準備支援体制加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)　（略）

(2)　移行準備支援体制加算(Ⅲ)の算定対象となる利用者が、利用定員の百分の七十以下であること。

(3)　一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の１のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。